

第 9 4 号議案

足立区高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例
足立区高齢者在宅サービスセンター条例（平成 1 4 年足立区条例第 4
6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「第 7 条第 1 1 項」を「第 8 条第 7 項」に改め、同条
第 2 号から第 4 号までを次のように改める。

- (2) 法第 8 条第 1 6 項に規定する認知症対応型通所介護に関する
こと。
- (3) 法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護に関するこ
と。
- (4) 法第 8 条の 2 第 1 5 項に規定する介護予防認知症対応型通所
介護に関すること。

第 3 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

第 5 条第 1 項中「区長」を「第 1 0 条第 1 項の規定により在宅サービ
スセンターの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）」に改め、
同条第 2 項中「区長」を「指定管理者」に改める。

第 6 条第 1 項各号列記以外の部分中「、第 1 0 条に規定する在宅サー
ビスセンターの管理受託者」を「指定管理者」に改め、同項各号を次の
ように改める。

- (1) 第 4 条第 1 項第 1 号に該当する者が第 3 条第 1 号に規定する
事業を利用する場合は、法第 4 1 条第 4 項第 1 号に規定する厚
生労働大臣が定める基準により算定した額の 1 0 0 分の 1 0 に
相当する額

- (2) 第 4 条第 1 項第 1 号に該当する者が第 3 条第 2 号に規定する事業を利用する場合は、法第 4 2 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額
- (3) 第 4 条第 1 項第 2 号に該当する者が第 3 条第 3 号に規定する事業を利用する場合は、法第 5 3 条第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額
- (4) 第 4 条第 1 項第 2 号に該当する者が第 3 条第 4 号に規定する事業を利用する場合は、法第 5 4 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額
- (5) 第 4 条第 1 項第 3 号に該当する者が第 3 条第 5 号に規定する事業を利用する場合は、区長が別に定める額

第 8 条各号列記以外の部分中「区長」を「指定管理者」に改め、同条第 4 号中「区長」を「指定管理者」に改め、同条第 6 号中「区長が必要」を「指定管理者が利用を不適當」に改める。

第 9 条中「その責めに帰するべき理由により、在宅サービスセンターの施設又は設備に損害を与えた場合」を「施設の利用に際し、施設又は付帯設備に損害を与えたとき」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 指定管理者は、施設又は付帯設備に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

第 1 0 条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第 1 0 条 在宅サービスセンターの管理に関する業務は、地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体で区長が指定する指定管理者に行わせることができる。

2 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認められた場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。
第11条を第16条とし、第10条の次に次の5条を加える。

(指定管理者の指定)

第11条 前条第1項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により在宅サービスセンターの目的を最も効果的に実現することができる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

3 区長は、指定管理者を指定したとき又は指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(福祉施設指定管理者等選定審査会への諮問)

第12条 前条第2項に規定する指定管理者の候補者の選定審査に際しては、足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例(平成17年足立区条例第 号)第1条に規定する足立区福祉施設指定管理者等選定審査会に諮問するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第13条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第3条に規定する事業

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が在宅サービスセンターの管理運営に必要と認める業務

(管理の基準)

第14条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

2 指定管理者及び在宅サービスセンターの業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、在宅サービスセンターを利用する者の個

人情報が適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、在宅サービスセンターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

（原状回復の義務）

第15条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、施設又は付帯設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、区長の承認を得たときは、この限りでない。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定及び第11条を第16条とし、第10条の次に5条を加える改正規定（第11条及び第12条に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（提案理由）

高齢者在宅サービスセンターの管理を指定管理者に行わせるとともに、介護保険法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。